

平成 27 年度 第 3 回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成 27 年 10 月 29 日（水） 午後 3 時 30 分～午後 5 時 00 分
開催場所	松阪市役所 5 階特別会議室
出席者 （敬称略）	委員長 楠井 嘉行（弁護士） 副委員長 村田 裕（名城大学教授） 委員 坂本 聡子（司法書士） 委員 坂本 昇（税理士）
事務局	岡野 公共工事適正化担当参事 刀根 契約監理課長 湯川 調達係長 渡邊 契約係長
議題	議題 1 入札及び契約の状況報告（平成 27 年 7 月から 9 月分） ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について 議題 2 抽出事案の審議（坂本聡子委員抽出） 議題 3 随意契約に係る意見聴取について その他 次回開催日程及び抽出委員の選出等について

委 員	事 務 局
●入札及び契約の状況報告	
	・工事の発注状況について 第 2 四半期の入札件数は 140 件（内訳：工事 112 件、委託 27 件、不調 1 件）、前年同期と比較し、入札件数総計で 8 件の増加となります。また、契約金額については 30 億 4743 万 7080 円（内訳：工事 29 億 58 万 6240 円、委託 1 億 4685 万 840 円）で、前年比較で約 7 億円の増額となり、特に約 7 億円の設計金額で大口ポンプ場増設工事の発注によるものであります。平均落札率は 83.27%（内訳：工事 84.66%、委託 77.53%）で、前年比較

委 員	事 務 局
	では工事で 0.92%の低下となり、低入札価格調査型の試行導入によるところが要因で、委託は 8.01%の上昇となり、最低制限価格率の改定によるものが主な要因と考えております。 指名停止措置の運用状況につきましては、資料記載のとおり、物品業務委託関係で 1 件ございました。 指名停止とした対象業者については、競輪場などの運営や投票券発券機の製造を主な業務とする業者で、他市発注の業務履行にあたり、社員が車券に払い戻し済みの印字がされないように機器を細工し、盗んだ当たり券を平成 26 年 7 月に競輪場の窓口で換金したとして、平成 27 年 6 月 19 日に詐欺罪により刑が確定したことから、指名停止措置要領「不正又は不誠実な行為」に該当し、1 か月間の指名停止を行ったものです。
●抽出事案の審議（坂本委員抽出）	
・今回の抽出事案について、落札率の高い案件、参加者の少なかった案件を中心に確認を進めたいと思う。 ・落札率 90%以上が 4 件、参加者数 5 社以下が 25 件、落札率 90%以上かつ参加者数 5 社以下が 4 件あった。これらの案件について、結果を踏まえた原因分析など、工事の特殊性によるものか、参加条件が厳しくないのか、また、地域要件の適正な設定がされていたのか確認したい。 ・特に建築工事では参加者が減少しているように見えるがそのあたりの原因等についても確認する。 ・また、今期においても、低入札価格調査制度による試行案件を 10 件実施されている。	・まずは、この第 2 四半期において、高落札率ではなかったものの、入札参加者が 5 社以下と少なかった案件ですが、件数は全体で 25 件、前年同期は 19 件です。例年この時期は工事量が段々と多くなりますが、各業者の手持ち工事はまだ少ないところで、今回の案件のような採算が取りにくい少額な工事や特殊性の高い工事は参加も少なくなります。それ以外の工事については多数の参加が見込めるところです。また、建築一式工事として 9 件該当していますが、やはり民間工事の発注も活発になっていることなども要因と考えています。ただ、市内の建築業者数については以前と比べ、後継者不足等による廃業や、新規の参入、起業者が少ない現状もあり、発注基準の抜本的な見直しも要するところと考えています。 ・次に、落札率 90%以上の高値落札となっ

委 員	事 務 局
・低入札の試行については、一定の効果がでているということだが、落札額では複数の応札が失格となり、高値となる結果もあった。これについてはどのように判断すべきか。 ・建設業界の方からいただいた話で、県と松阪市の入札制度の違いについて、松阪市の入札制度では、情報漏洩の防止などを目的に予定価格算出率の設定を抽選としていることから、業者側の感覚として、松阪市の入札は抽選の結果で落札者が決定し、県の入札は積算の結果で落札者が決定する、と言われている。一定の目的のもと算出率抽選をしているのは事実で、結果として最低制限価格が推測しきれないため、くじの印象を受けることは理解できなくもないが、松阪市の入札においても当然にしっかりと積算し応札すべきであることは言うまでもない。改めてこのような意見について、三重県制度との比較も含め確認する。 ・三重県の入札結果でこれほどの同価が発生するのはなぜか。申し合わせがあるのか。 ・積算できない不適格業者を排除するなどといったことを聞くが、積算ソフトを使用すれば比較的簡単に算出できてしまうということか。	設業界で見受けられるということです。 ・本市が試行導入している低入札制度については、本委員会からの意見にもあった、特に手続き上の負担、市と業者双方の事務負担を出来る限り軽減した簡易型方式を採用しています。その中では積算内訳に対し一定率を乗じた額で判定することから、当然に失格者が出ることを予定しています。今回の応札額が大きく 2 分化となったことから高値の結果となりましたが、制度目的上の失格判定となったもので、適正な落札額の結果と考えています。 ・県の入札制度との違いについてですが、具体的に予定価格算出率の抽選については、従来から委員ご説明のとおり、予定価格並びに最低制限価格の情報漏洩防止などを目的に採用しています。結果としては、県内自治体も例外ではなく、昔も今も発生している談合等の不正行為についても、松阪市においては一切発生しておらず、十分に機能が発揮されていると考えております。しかし一方、「くじ入札」の印象となることも承知しておりますが、制度目的のための状況であり、あくまでも適正積算のうえで応札することを入札者にはお願いをするところです。 ・また、三重県の最低制限価格の設定方法については、設計金額内訳の工事費や経費などに対し、それぞれ事前に公表されている率を乗じ、その合計額を最低制限価格とする方法があります。設計金額の内訳がわからない状況では最低制限価格の推測もできないわけですが、現在では積算する上で主に積算システム（ソフト）が使用され、それを利用するとほぼ完全に発注者が設定した設計金額内訳を算出することができ、結果として資料のとおり、入札参加者 15 社中 14 社が最低制限価格と同額となるような結果が発生します。

委 員	事 務 局
・いずれの方法も応札者の意欲が低下すると言うのもわからなくもない。このため、低入札制度や技術力など他の事項で評価する総合評価制度がこれらの対策としてもあるわけだが、他の発注者でも部分的な採用するに留まっており、採用についてはその効果や様々な負担、影響について慎重な検討を要する。	意味は異なりますが、結果的には同価値により落札者を決定する事になります。 ・企業経営に資する積算（請負）金額は本来業者ごとに多様なもののはずですが、発注者が設定する最低制限価格が事実上の落札可能価格であることから、当然に応札額が集中することになります。県でも松阪市でも適正積算のうえ応札されることは前提条件であります。最低制限価格の設定方法により異なる印象となるものと考えます。 ・現時点で決して、県の制度が悪く、本市の制度が完璧であると言うものではありません。また、県の制度も多岐に亘り全ての案件がこのような結果ではありません。 ・しかし、時代の流れの中、どのような制度にも強みと弱みが出てきます。実務とのバランスを考慮しつつ、必要な改正を重ね、あるべき入札制度を継続できるよう進めて行きたいと考えています。
●随意契約締結に係る意見聴取について	
	・第2 四半期では対象となる随意契約が4件ありましたので、資料により説明いたします。 ①松阪市長選挙及び松阪市議会議員補欠選挙ポスター掲示板製作、設置、管理、撤去等業務委託 ・この業務は、平成27年8月13日の市長辞職に伴い、平成27年9月27日の告示に合わせた選挙ポスター掲示板の設置が必要であるため、早急な業務の履行が必要となり市内業者ならびに過去の受注実績等を対象に受注の可否を確認したところ、契約相手のみが受注可能である意思確認ができたことから、今回2つの選挙執行であること及び360ヶ所に2基という設置場所の多さや材料の調達等、告示までの期間の短さを考慮し

委 員	事 務 局
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	随意契約を締結したものです。
・今回のシステム改修に対して、入札による方法は不可能なのか。	②平成２６・２７年度社会保障・税番号システム（地方税務システム）改修業務委託 ③平成２６・２７年度社会保障・税番号システム（厚労省システム分）改修業務委託 ・この２件の業務は、平成２５年５月３１日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）が公布され、これにより平成２７年１０月１日の個人番号の通知、平成２８年１月１日の個人番号の利用開始、平成２９年７月１日の情報連携開始に対応できるようシステム改修を行うものです。地方税務システム、厚労省システムの改修については、個人番号を利用する機能、個人番号を用いて他機関と連携する機能の改修を行う必要があり、平成２８年７月から地方公共団体情報システム機構との連携及び総合運用テストが予定されていることから、平成２７年１２月までにシステムを改修し、平成２８年６月までに庁内でのシステム連携テストを完了することが求められていました。これらのことにより、既存の住基システムの納入業者で、システムの著作権を有する契約相手のみが改修可能であることから随意契約を締結しました。 ・既存システムへの改修が経費的にも工期的にも明らかに有利であり、現システムの改修は技術的、権利的にも導入業者のみ対応が可能であることから入札によることはできません。しかしながら、システム自体の入れ替えなど、新たな競争が可能なものについて

委 員	事 務 局
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	は、当然競争によるものと考えます。
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	④東黒部新排水機場施設改修工事 ・この工事は、平成 17 年度に設置された東黒部新排水機場が設置以降約 10 年が経過し、ポンプの消耗部品等の取替工事（オーバーホール）が必要となっていることから実施する工事です。工事施工においては、既設設備の設計、構造、機能を把握、熟知し、必要な機器部品等の特定及び調達ができることが求められ、それらの条件に対応できるのは、このポンプを設置し、その後継続して機器診断や点検、修繕等に携わってきた、契約相手のみであり、現場状況や機器構造等に精通し、工事への確実な対応だけでなく、同一業者による一貫した管理形態の継続が、完了後のメンテナンス、不具合等に対する設備側、業者側の責任所在を統一的にすることができることから随意契約となりました。
●次回開催日程及び抽出委員の選出	
・次回開催日を平成 28 年 1 月 14 日（木）の 15：30 からとし、抽出委員は坂本昇委員とする。	